

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人光風会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市永昌東町15番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2年 3月26日

(4) 設立登記年月日 平成 2年 3月30日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人光風会	長崎県諫早市永昌東町15番1号	一般病床 床
	草野内科小児科医院		療養病床 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月24日 令和3年度決算の決定

法人名 医療法人 光風会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌東町15番1号

貸 借 対 照 表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	67,859	I 流動負債	9,247
II 固定資産	40,833	II 固定負債	17,821
1 有形固定資産	9,548	負債合計	27,068
2 無形固定資産	30	純資産の部	
3 その他の資産	31,255	科 目	金 額
		I 資本金	5,500
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	76,124
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	81,624
資産合計	108,692	負債・純資産合計	108,692

様式4-2

法人名 医療法人 光風会
 所在地 長崎県諫早市永昌東町15番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	104,231
2 事業費用	105,284
本来業務事業利益	△ 1,053
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 1,053
II 事業外収益	983
III 事業外費用	
経常損失	△ 70
IV 特別利益	70
V 特別損失	
税引前当期純利益	0
法人税等	422
当期純損失	△ 422

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 光風会
 所在地 長崎県諫早市永昌東町15番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額 108,692 千円
 2. 負 債 額 27,068 千円
 3. 純 資 産 額 81,624 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	67,859
B 固 定 資 産	40,833
C 資 産 合 計 (A+B)	108,692
D 負 債 合 計	27,068
E 純 資 産 (C-D)	81,624

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 光風会
理事長 草野 史郎 殿

私は、医療法人光風会の令和1会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 8月24日

医療法人光風会
監事 井手 教子